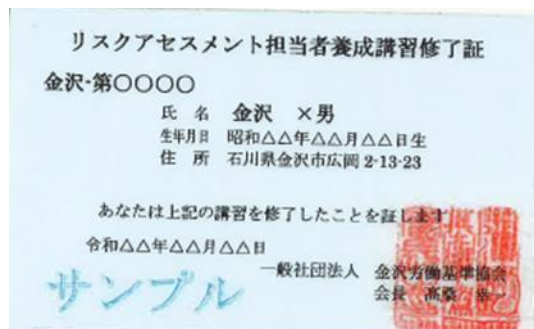


【リスクアセスメント担当者養成講習】

この講習は、労働安全衛生法第28条の2及び関係指針等に基づき実施する講習です。講習を受講された方には、リスクアセスメント担当者養成講習修了証を交付します。



労働安全衛生法第28条の2(事業者の行うべき調査等)要旨

事業者は、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、**製造業**その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

4 実施体制等

(2) 事業者は、リスクアセスメント実施管理者、技術的業務を行う者等に対し、リスクアセスメント等を実施するために必要な教育を実施するものとする。

受講料 (税込、テキスト含む)

会員 8,800 円/人 一般 11,000 円/人

カリキュラム

時間	研修内容
9:00～ 9:05	開講挨拶
9:05～11:10 (休憩含む)	講義：リスクアセスメントの手順 ・情報の入手 ・危険性・有害性等の特定 ・リスクの見積り ・リスク低減対策の立案 ・リスク低減対策の実施 *化学物質のリスクアセスメントも含む
11:10～11:20	休憩
11:20～11:30	・リスク除去・低減対策事例
11:30～12:00	演習①「脚立を使用した看板の取付け作業」 ・グループ討議、発表、講師によるポイント説明
12:00～12:50	昼休憩
12:50～14:10	(午前中の続き)
14:10～14:20	休憩
14:20～16:10 (休憩含む)	演習②「手押し台車での荷物の運搬作業」 ・グループ討議、発表、講師によるポイント説明
16:10～16:25	質疑応答
16:25～16:40	理解度テスト、受講アンケート
16:40～16:50	修了証交付、閉講挨拶

- リスクアセスメント実施努力義務のある業種は、労働安全衛生法第二十八条の二第一項ただし書の厚生労働省令で定める業種であり、これは、令第二条第一号に掲げる業種及び同条第二号に掲げる業種（製造業を除く。）とされています。

労働安全衛生法施行令

第二条 労働安全衛生法第十条第一項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

- 一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業百人
- 二 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業三百人
- 三 その他の業種千人

ですから、

リスクアセスメント実施努力義務のある業種は、

- 林業（労働安全衛生規則第24条の11第2項）
- 鉱業（労働安全衛生規則第24条の11第2項）
- 建設業（労働安全衛生規則第24条の11第2項）
- 運送業（労働安全衛生規則第24条の11第2項）
- 清掃業（労働安全衛生規則第24条の11第2項）
- 製造業（物の加工業を含む。）労働安全衛生法第28条の2第1項に規定
- 電気業、ガス業、熱供給業（労働安全衛生規則第24条の11第2項）
- 水道業（労働安全衛生規則第24条の11第2項）
- 通信業（労働安全衛生規則第24条の11第2項）
- 各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業
（労働安全衛生規則第24条の11第2項）
- 各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業
（労働安全衛生規則第24条の11第2項）
- 旅館業、ゴルフ場業（労働安全衛生規則第24条の11第2項）
- 自動車整備業及び機械修理業（労働安全衛生規則第24条の11第2項）

これとは、別に、**化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものを取扱う事業所**は、業種にかかわらず、実施義務があります。

リスクアセスメント講習でのアンケート結果

リスクアセスメント講習でのアンケート結果では、講習内容の評判は上々です。

令和元年12月 4日(水) 受講者数:22名 アンケート回収22枚

- ① 研修内容はとても良かった。会社に帰って出来るだけ実施し、仕事のリスクをなくしたい。
- ② 有機溶剤を使用しているが、実践方法や取扱い注意事項がよくわかり大変勉強になった。
- ③ 研修時間を半日程度にすれば、現場スタッフも参加しやすいと思う。
- ④ これまでの講習と比べて理解しやすかった。勉強になった。
- ⑤ リスクアセスメント考え方、方法が更に理解できた。
- ⑥ これまでは目先に現れた現象への対策のみで終わってしまっていたが、真の原因を追及して改善することが大切だと再認識し、大変勉強になった。
- ⑦ とても楽しい、身につく講習でした。
- ⑧ リスクアセスメントを簡単に教える方法を知りたい。

令和元年8月27日(火) 受講者数:53名 アンケート回収 52枚 夏の講習も大好評でした。

- ① 化学物質のリスクアセスメントが理解できて非常によかった。 2人
- ② 労働災害を減少させる有効な手段であることがわかった。 2人
- ③ 他社の人と討議できたのが良かった。様々な考え方が役立った。 2人
- ④ 配布資料はカラーの方が良かった。
- ⑤ 少し内容が多かったように思う。
- ⑦ 作業には多くの危険があるので、この研修を災害防止に活かしたい。 2人
- ⑧ 化学物質のリスクアセスメントは難しかった。 4人
- ⑨ 様々な業種の人に参加しているので、特定の業種の機械、言葉が解らなかつた。
- ⑩ 化学物質を使用していないので、化学物質についてはよく解らなかつた。
- ⑪ 今回は PC ネットから申し込んだが、定期的に講習会の案内が頂けたら幸いです。
- ⑫ 今までに受けたリスクアセスメント講習が間違っていることがわかって非常に良かった。
- ⑬ 大いに勉強になった。

リスクアセスメント担当者(製造業等)研修実施要領

1 目的

製造業等に属する業種の事業場において、労働安全衛生マネジメントシステムの構築にあたり危険又は有害要因の特定に用いるリスクアセスメントの実務を担当する者(以下「リスクアセスメント担当者(製造業等)」という。)に対し、リスクアセスメントの実務に必要な知識等を付与することにより、労働安全衛生マネジメントシステムの普及を促進することを目的とする。

2 実施者

労働災害防止団体、その他労働災害の防止のための活動を行う団体等とする。

3 対象者

リスクアセスメント担当者(製造業等)とする。

4 研修カリキュラム

研修カリキュラムは、別紙「リスクアセスメント担当者(製造業等)研修カリキュラム」のとおりとし、その表の左欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表中欄に掲げる範囲について同表右欄に掲げる時間以上行うものとする。

科目	範囲	時間
1 労働安全衛生マネジメントシステムにおけるリスクアセスメントの目的と意義	(1)労働安全衛生マネジメントシステムの概要 (2)リスクアセスメントの目的 (3)リスクアセスメントの考え方	1時間30分
2 リスクアセスメントの手法	(1)リスクアセスメントの手順 (2)リスクアセスメントの方法 (3)リスクの低減対策	3時間
3 リスクアセスメント手法の演習		1時間30分

5 研修の講師

研修カリキュラムの科目について十分な知識、経験を有する者とする。

6 修了の証明等

研修の実施者は、研修の修了者に対してその修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の研修を受けたことを証明するとともに、研修修了者名簿を作成し保管するものとする。